

2018年3月末に卒業する情報文化学部留学生へ

情報文化学部教務学生係

現在、日本において就職活動を行っている留学生で、2018年3月末卒業後も就職活動を継続する予定がある方は、在留資格（特定活動）への変更申請をしてください。

在留資格変更には推薦を受ける必要がありますが、就職活動状況によっては推薦状を出せないこともあります。

推薦を受けるための手続きは以下のとおりです。

1. 申請方法

教務学生係に就職活動状況を報告し、修了後、在留資格（特定活動）に変更する条件を満たしていると認められた場合、申請書入手し、必要書類とともに提出してください。

2. 提出期限

2018年2月28日

提出期限を過ぎた申請は受け付けません。

3. 注意事項

(1) 学位を授与される予定者に限ります。

(2) これまで就職活動を行っている方に限ります。これから開始する者は対象になりません。

(3) 日本で就職をする方が対象です。外国での就職を行う予定の方は対象になりません。

4. その他

申請予定の方は、必ず事前に相談してください。